

高千穂町指定給水装置工事事業者に関する規程

条文（抜粋）

（指定要件）

第4条

1 町長は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事事業者に指定する。

(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置く者であること。

(2) 厚生省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として規則第20条の2で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 町税等を滞納していない者